多い酩酊運転

一旦停車は必らず励行

年末年始は例年何処の地においても雑踏による交通がふくそうし事故が多発しています。これ等の事故を未然に防止し、その絶無を図り、楽しい新春を迎えたいものと警察では、殺金の交通指導取締を実施することとなつた。

その重点を左に掲げてみましたが、何等之理解あるご協力をお願いします。

自動車の運転について

一　無免許、無許可運転をしないこと。

二　酩酊運転をしないこと。（お正月は特に酒を飲む機会が多いのでご注意）

三　速度違反をしないこと。（無理な運転は事故のもと）

四　一時停止を忘れないこと。（踏切、公安委員の指揮定する場所。普通旅客列車時速七〇粁のときブレーキをかけたとしても二五〇米スリップして停車するには二十三秒かかります）

五　故障の車を運転しないこと。（故障の車を動かすことは溺水の上を渡るようなものです）

街頭での注意

一　道路上に物を置きっ放さないこと。（広い道路が狭くなり車も人も迷惑し事故のもととなります）

二　道路上で遊戯をしないこと。（スケート、ソリ投げ等は止めましょう）

三　自転車の二人乗りはしないこと。（冬は特に路面が氷りますので危険です。

自動車の運転について

一　無免許、無許可運転をしないこと。

二　酩酊運転をしないこと。（お正月は特に酒を飲む機会が多いのでご注意）

三　速度違反をしないこと。（無理な運転は事故のもと）

関係業者の方へ

一　運転者が過労に陥らないよう注意のこと。

二　仕事にかかる前は必ず車両を点検して故障の有無をしらべること。

三　引渡し、並びに氷つた路面を走る場合は車にチェンをつけること。（つけないと処罰の対象となります。）

街頭での注意

一　道路上に物を置きっ放さないこと。（広い道路が狭くなり車も人も迷惑し事故のもととなります）

二　道路上で遊戯をしないこと。（スケート、ソリ投げ等は止めましょう）

三　自転車の二人乗りはしないこと。（冬は特に路面が氷りますので危険です。

寒む空でも交通は絶えまがない　一駅前通り

制度の概要

検察審査会の制度

検察審査会法は、検察審査員の資格、選定、職務、任期、会議、議決の方法、審査の申立、審査の手続、審査の結果の通知、審査の補助、費用、報酬、旅費、日当、宿泊料、庁舎、設備、事務の処理、検察官の出席、審査の不起訴処分の通知、検察官の不起訴処分の通知、検察官の不起訴処分の通知、検察官